

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成23年3月10日認可した。

平成23年3月18日

香川県知事 浜田 恵造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市庵治町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北村下池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）湯谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東馬女木上池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松尾地区
高松市林地区土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下川東水路地区
高松市三谷土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）火山地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）通谷西地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天満井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ヤクシ上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高須線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）春日川上流地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）小山池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大畑地区
高松市塩江町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）関1号水路地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）関3号水路地区